

平成30年5月20日から7月10日までの間の 豪雨及び暴風雨災害被害証明書の 申請を受け付けております

このたびの豪雨災害で被災された事業所について、申請により、被害のあったことについての証明書を発行します。この証明書は、日本政策金融公庫が実施する特例措置（「災害復旧貸付」）の申し込みや、広島県預託融資（「平成30年7月豪雨災害復興支援特別資金」）、グループ補助金の申し込み等の際に必要となります。

【受付する証明書】

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨災害被害証明書

【受付場所】

- 三原臨空商工会（三原市本郷南6丁目3号26号） ※特別相談窓口を開設します。
- 三原市商工振興課（市役所本庁5階）

【受付時間】

月～金曜日 8時30分～17時15分

【申請できる人】

会社の代表および事業主など

※上記以外からの申請は、委任状が必要になります。

【申請に必要な物】

- 被災状況が確認できる写真（印刷したものをご持参ください）
- 証明申請書
- 委任状（会社の代表者及び事業主の方以外が申請される場合）

【交付方法】

申請者または代理人住所へ郵送にて交付

【申請様式】

三原市のホームページ（<http://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/24/higaishoumeisho.html>）からダウンロードしてください。